

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-4(2) 統計人材の確保・育成	<p>① 国・地方の職員一般のデータ・リテラシーの確保と、その段階的な技能向上を図るため、受講しやすく効果的な形式の研修を開発するなど統計研修の充実・強化等を実施。</p> <p>② 各府省の統計部門の人材についても、新たな公的統計基本計画とも連動する形で、必要なポスト整備、人材の採用・確保・研修、職員のスキルの評定とその結果の活用、人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、人事交流等の育成方策を盛り込む。その際、自己研さん や官学・国際間の交流の機会といった各府省の職員が能力向上に取り組むインセンティブの付与に配慮する。</p> <p>③ 統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に各省の職員を派遣し、OJT、研修等を通じて育成する枠組みを整備するとともに、その状況を踏まえつつ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用についても、引き続き検討する。</p> <p>④ SUT体系への移行業務を中心に、国の統計部門に若手研究者等の民間の専門人材を中長期にわたって円滑に確保し、その能力を活用していく必要があることから、統計委員会が、我が国社会全体における研究人材の流動性向上の取組とも連携しつつ、所要の円滑化方策を検討するとともに、当面、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の統計部門における勤務を、研究者のキャリアパスの複線化・重層化のメニューとして大学等の学術研究機関に発信 ・優れたデータ分析環境の構築、国における業務上の成果や研究・分析結果の発信の支援など、国の統計部門に魅力ある勤務環境を整備するとともに、その内容を若手研究者等に発信 ・大学等の学術研究機関の人材育成担当者や国の統計部門で勤務する若手研究者等との定期的な対話等を通じて、国の統計部門の組織・人事運営上の課題を改善
	<p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>⑤ 人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。</p> <p>⑥ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。(平成26年度から段階的に実施する)</p>

<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p><平成28年1月21日の統計委員会（国民生活基礎調査に係る部会審議結果報告について）></p> <p>○統計を取り扱う際に求められる専門知識も増え、統計分野の高度な人材の養成・確保へのニーズも高まっている。一方、現実には、統計の作成・提供に必要な予算及び人員が不十分であり、求められる統計の質を十分に確保できる体制にない状況が、どの府省も共通に認められる。</p> <p>○質の高い公的統計を継続して作成し、有効活用するためには、高度な統計知識を有し公的統計を企画・立案・実施する人材とともに、調査現場で円滑に調査を実施するような調査員を育成・確保し、公的統計の環境をこれ以上劣化させないインフラの整備を実現するための財源が不可欠である。予算と人の確保が、日本の統計行政の将来を左右する。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p><より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会 報告></p> <p>○ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用に努める。</p> <p>○新たな課題やニーズに対応するための統計人員の確保・増強や、専門的人材の育成の具体的方策を検討する。</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>①～④</p> <p>統計研究研修所において、平成28年度から試行的に統計の基礎を学ぶことができるオンライン研修を行っているところ、平成30年度から国・地方の公務員全体を対象としたオンライン研修システムやオンライン講座の整備を開始し、統計研修の抜本的な充実・強化等を行うことにより、統計データ利活用の事例を通じた統計を利活用する環境整備・マインド醸成を図り、統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識と技能及び統計的思考力の習得を促進させる。</p> <p>また、統計研究研修所において、平成30年度から、ビッグデータ等の公的統計への活用の研究・開発の成果や、大学等と連携した標本抽出、推定方法など高度な統計技術の研究・開発の成果などを活用した統計研修を行うことにより、国・地方統計機構における高度な統計専門人材「官庁データサイエンティスト」の育成を促進する。</p> <p>⑤ 各府省において、大学等の人事交流、研究会等への外部有識者の活用、学会の大会等への参加・論文発表、統計研修の実施、統計研修所の受講などに取り組んでいる。</p> <p>⑥ 統計研究研修所では、毎年6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施しており、その結果を受け、平成28年度統計研修を検討し、「統計解析ソフト「R」の基礎」、「1日で学ぶ標本設計」を新設した。</p> <p>また、各府省や地方公共団体の要請を受け、「産業連関表の作成」を新設した。</p> <p>さらに、各府省や都道府県等からの依頼に基づき講師を派遣（8件）するとともに、広く統計リテラシー向上に資するため、国立大学法人滋賀大学と連携協力に関する覚書を締結し「データサイエンスセミナー」を共同で開催した。</p>

次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)

○ 平成29年度を目途にEBPM推進委員会及び統計委員会において策定される「人材の確保・育成等に関する方針」においては、①必要なポストの整備、②人材の採用・確保・研修、③職員のスキルの評定とその結果の活用、④人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、⑤人事交流の方策等を盛り込むことになるのではないかと。これらの背景事情は、本文にも記載する必要があるのではないかと。また、各府省は、この人材の確保・育成等に関する方針に則り、平成30年度から、統計改革の実現に必要な統計リソースの確保を計画的に進めるため、業務経験等の蓄積を通じ、専門性を有した統計リソースの確保・育成を図るなどの取組を推進する必要があるのではないかと。

○ 統計委員会を中心に各府省は、統計改革の実現に向けて必要な統計人材の確保の一環として、大学の若手研究者や民間の専門人材等を、中・長期にわたって円滑に確保するため、①超過勤務縮減を含めた勤務形態の工夫、②フレックスタイム制の活用等により非常勤講師等も兼務しやすいような方策、③科研費の申請に必要な機関番号の取得など、勤務環境の整備に努める必要があるのではないかと。また、若手研究者等に、勤務先の選択肢として認知されるため、①JREC-INへの登録、②学会や就職セミナー等の機会を捉えた周知活動や募集要項の工夫、③学会等との交流を通じた研究者に関する情報収集等、④各大学との情報交換の推進、⑤各府省等の勤務経験を評価する大学に関する情報の任期付職員への提供などに取り組む必要があるのではないかと。これらの取組の方向性については、本文に記載する必要があるのではないかと。(④)

○ 研修受講者・関係行政機関等のニーズを踏まえ、研修内容の改善や、多忙な業務の中でも研修に参加できるMOOC型のオンライン講座の新設など、研修機能の充実等に努めていることは評価できるものの、EBPMの推進という観点から、各府省・地方公共団体の職員一般についても、統計データの分析能力を向上させる必要がある。このため、総務省は引き続き研修内容の充実・見直しに努めるとともに、オンライン講座の研修内容の更なる拡充や、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等を行うことが必要ではないかと。(①、⑥)

研修参加機関等のニーズを踏まえた研修内容の充実や、多忙な業務の中でも研修に参加できるMOOC型のオンライン講座の新設など、統計職員等に対する研修実施体制の整備及び研修機能の拡充が行われていることは評価できる。今後は、国・地方の職員一般の統計データ分析能力を向上させる必要があるため、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、オンライン講座の研修内容の更なる拡充や、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等を行うことが必要ではないかと。(①、⑥)

○ 統計研究研修所においては、統計業務に係る人材育成のみならず、各府省・地方公共団体における職員一般のデータ・リテラシー向上にも資するため、統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識及び技能に加え、統計的思考力の習得を目的とする研修の充実・強化を促進するとともに、ビッグデータ等の公的統計への活用や、大学等と連携した標本抽出・推定方法など高度な統計技術の研究・開発成果などを活用した研修の充実・強化を推進することが必要ではないかと。(①～④)

統計研究研修所において、統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識と技能及び統計的思考力の習得を促進させる統計研修の充実・強化や、ビッグデータ等の公的統計への活用の研究・開発の成果や、大学等と連携した標本抽出・推定方法など高度な統計技術の研究・開発の成果などを活用した統計研修を行うことは、統計業務に係る人材育成のみならず、国・地方公共団体の公務員のデータ・リテラシー向上にも資するものであることから、これらの研修の充実・強化を進めることが必要ではないかと。(①～④)

○ 統計改革の実施に伴いリソースの確保を計画的に進めることが求められているが、統計部門の人材には専門性が必要であり、業務経験等の蓄

~~積を通じた確保・育成を図るべきではないか。~~

<基本的な考え方>

- ~~各府省は、E B P M推進委員会及び統計委員会が平成29年度を目途にE B P M推進委員会及び統計委員会において策定する~~ される人材の確保・育成等に関する方針に則り、各府省の統計部門の人材について、必要なポスト整備、人材の採用・確保・研修、職員のスキルの評定とその結果の活用、人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、人事交流等の育成方策に、平成30年度から取り組む。 (各府省)
- 人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。 (総務省、各府省)
- 人材の確保・育成等に関する方針も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。 (総務省)

~~各府省は、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に各省の職員を派遣し、O J T、研修等を通じて育成するとともに、その状況を踏まえつつ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について、E B P M推進委員会及び統計委員会が平成29年度を目途に策定する人材の確保・育成等に関する方針の策定後、速やかに検討する。~~

- 平成29年度を目途に策定される予定の人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等の中・長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、平成30年度を目途に結論を得る。 (総務省、各府省)
- ~~平成29年度を目途に策定される予定の人材の確保・育成等に関する方針の策定後、統計委員会は、統計部門に若手研究者等の民間の専門人材を中長期にわたって円滑に確保する方策を検討するとともに、①国の統計部門における勤務を、研究者のキャリアパスの複線化・重層化のメニューとして大学等の学術研究機関に発信、②優れたデータ分析環境の構築、国における業務上の成果や研究・分析結果の発信の支援など、国の統計部門に魅力ある勤務環境を整備するとともに、その内容を若手研究者等に発信、③大学等の学術研究機関の人材育成担当者や国の統計部門で勤務する若手研究者等との定期的な対話等を通じて、国の統計部門の組織・人事運営上の課題を改善、といった取組を順次推進する。~~
- 統計研究研修所において、集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐えうるようシステムの増強に平成30年度から取り組む。 (総務省)
- 国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、統計研究研修所と協力しつつ、職員一般に広く学習を求めべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を平成30年度から進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。 (総務省)

	<p>○ 統計研究研修所は、平成30年度から、研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、ビッグデータ等の公的統計への活用の研究・開発の成果や、大学等と連携した標本抽出、推定方法など高度な統計技術の研究・開発の成果などを活用した統計業務に従事する職員向けの研修の充実に加え、国・地方公共団体の公務員全体を対象とした統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識と技能及び統計的思考力の習得に関する研修の充実を行う。</p> <p>○ 上記研修を行うに当たっては、各府省や地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応や、多忙な日常の中で容易に基礎を学ぶことができるように、オンライン研修の積極的な活用など研修参加機会の拡大に平成30年度から取り組む。</p>
備考（留意点等）	—